

京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第163号

京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条を削る。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(団員の遵守事項)」を付し、同条各号列記以外の部分中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第2号中「応ずる」を「応じる」に改め、同条第5号中「名儀」を「名義」に、「寄附」を「寄付」に改め、同条第6号中「名儀」を「名義」に改め、同条第7号中「名儀」を「名義」に、「行ってはならない」を「しないこと」に改め、同条に次の1項を加える。

2 団員は、職務に従事するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 規律を厳守し、上司の指揮命令に従うこと。

(2) みだりに建築物その他の物件を損壊し、又はその任務の範囲を越えた行動をしないこと。

(3) 職務に専念し、みだりに持場を離れないこと。

第4条を第5条とする。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(費用弁償)」を付し、同条各号列記以外の部分中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「5,100円」を「7,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 手当は、3箇月ごとに算定するものとし、その支給回数は年4回とする。

第2条を第4条とし、第1条の2を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(報酬の支給)

第3条 条例第7条第1項に規定する報酬は、2回に分けて支給する。ただし、次項の規定の適用がある場合には、一時に支給することがある。

2 就職若しくは退職(死亡によるものを含む。)をした年又は異動があった年は、月割り

により計算した額を支給する。

第1号様式中「第1条の2関係」を「第2条関係」に、「命ずる。」を「命ずる」に改める。

第2号様式中「第1条の2関係」を「第2条関係」に、「発令する。」を「発令する」に改める。

第3号様式中「第1条の2関係」を「第2条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「このたび」を「この度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例施行規則第4条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた出勤手当について適用する。

(消防局総務部庶務課)